

教育訓練給付金制度のご案内

訓練費の最大20%支給

R4.4月より開始

教育訓練給付金制度とは？

一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、教育訓練費の20%（最大10万円）を給付金として支給されます。

支給要件は？

- 雇用保険に加入している期間が1年以上の方
- 雇用保険の被保険者でなくなった日から1年以内の方（離職後1年以内）
- 再給付を受ける方で、給付の間隔が3年以上ある方

支給手続きは？

受講修了日の翌日から起算して1カ月以内に、所轄のハローワークに必要な書類を提出し、手続きを行ってください。詳細についてはお問い合わせください。

対象講座（教習）

中型自動車運転免許過程

（普通 MT 免許保有）



総訓練時間 15 時間
総額 195,610 円
最大支給額 34,688 円

中型自動車運転免許過程

（5t限定準中型免許保有）



総訓練時間 11 時間
総額 161,950 円
最大支給額 27,956 円

大型特殊自動車免許過程



総訓練時間 6 時間
総額 106,110 円
最大支給額 18,678 円

学校法人あおい学園



AOIドライビングスクール福井校

〒910-0101 福井市つくし野1丁目1001番地 TEL(0776)55-0870